<研究ノート>

恵那教育会議「めあて・規約」の制定過程の検討

–恵那教育会議の機能・役割の解明に向けた基礎作業として–

山沢　智樹

はじめに

1956 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の成立、施行を機に、その第 46 条を根拠とした教師に対する勤務評定実施に反対する運動が展開されるなか、岐阜県恵那地域[1]では、岐阜県教職員組合恵那支部（以下、「恵那支部」）の特色ある取り組みにより、勤務評定実施の賛否を超えて、教育や社会情勢の捉え方など、教育を取り巻く諸課題についての議論を行う場として、教職員組合、校長会、恵那地域の各市町村教育委員会、各学校 PTA 関係者によって恵那教育会議が組織された。1958 年 5 月から、1962 年 8 月までの約 4 年間、勤務評定をはじめさまざまな教育問題を取り上げながらその活動が展開されていた。

恵那教育会議について、その存立意義や果たした役割に着目する研究はこれまでにも数多く見られる。教育会議の活動の最中には、恵那教育会議の性格や、対峙していた政治・経済権力の把握を試みることを通じてその存在や活動について理論的に援護するものがみられる[2]。他方で、当時の勤評反対闘争においてストライキを中心する戦略が展開されるなかでの教育会議という形式については「統一戦線の脱落」という評価もある[3]。その後も、恵那の教育運動、教育実践の一環として、恵那教育会議が存立し得た背景やその到達点、消滅に至った背景についても数多くの先行研究が蓄積されてきているところである[4]。これら先行研究における知見を大胆にまとめてみれば次のように指摘できる。(1) 教職員一致での勤評反対で、校長を動かし、校長も含めた学校での一致が、父母の同意を得ることにつながり、学校と父母との一致によって、教育委員会を勤評反対の立場に立たせるという戦略の実践のなかで、恵那教育会議が成立し、①学校と教師の自由を、父母・地域に支持された自由へと転換させ、自由の基盤を父母・住民と教師の結合により広げるものであった。②父母との組織的な結合を支えた教師の努力により、父母・住民の教育関心が高まり、教育運動への理解を広めた。(2) 教育会議の運営について、一致点を求める話合いと各団体の自発性の保障により公共的性格が保たれたことが各々上部組織に対する恵那組織の自主性・独立性を意味し、市町村教委の参加が父母・住民に対して恵那教育会議の公共性を印象づけさせるうえで意味をもち、具体的な政策効果を減ずる作用もなし得た。教育会議に関わる関係者の力量や公選制の蓄積も重要なポイントであった。

その他に、恵那教育会議について、教組、校長会、PTA、地教委の四者による共同の広場だとする評価については、それまでの恵那地域の教育実践によって形作られた特徴であり、そのうえに恵那教育会議が成立したと考えられるものである[5]。そこから、恵那教育会議が果たしたもしくは期待されていた機能・役割について、その展開の中から明らかにしていくという課題に関して更なる追究が必要であると考えられる。

そこで、1959 年に恵那教育会議「めあて・規約」が制定された経過に着目し、恵那教育会議に期待されていた機能・役割について考察を行う。「めあて・規約」制定に関して、森田道雄は、過程で寄せられた意見について教育会議を前提とした意見が多いことや、積極的な発言が教師だけにとどまらず教委、校長会、PTA など、属性に左右されていないことを指摘し、とりきめ（規約）についての意見を受けて「総会」の規定が追加されたことについて、恵那教育会議の直接民主主義の実際場面として期待されていたことが示されていると指摘している[6]。それを踏まえて本稿ではより広く、教育会議に対して求められていた機能・役割について明らかにするための手がかりとして改めて着目する[7]。具体的には、①恵那教育会議の成立経過及び、成立時の運営体制、②恵那教育会議の「めあて・規約」制定過程についてそれぞれ整理、分析を行う。最後に、両分析を踏まえて恵那教育会議についてどのような機能・役割が考えられていたのかについて考察を行う。なお、

本稿では、恵那教育会議の動向をフォローするにあたって、機関紙「恵那教育会議」を参照している [8]。

1　「めあて・規約」制定の背景

（1）恵那教育会議設立当初の運営形態

①恵那教育会議の設立

1958 年 5 月 10 日に恵那地区教育会議が開催されるまでの経過における起点となるのは、1957 年 7 月 10 日に採択された恵那支部の昭和 32 年度活動方針「運動方針の転換と勤評闘争」（以下、「転換の方針」）である [9]。当時、教師に対する勤務評定の実施に反対する運動が全国的に盛り上がるのと同時に、岐阜県内では、高等学校の学区制廃止（1956 年）、学校管理規則の制定が進められるという状況にあった。「転換の方針」では、当時の情勢についておおよそ、次のように分析されている。①教育制度の改正を通じて組合への攻撃が強まり、さらに、その進められ方から国民と教組とを引き離そうとする攻撃の本質と意図がうかがえる。さらに、攻撃の長期的な強行のために「敵」が本腰を入れ始めている。②組合内の団結は強化されているものの、教育研究を通じての父母との統一に弱みが出ている。組合の統一行動戦術にもついていけないという気分が出て、組合幹部の主観主義的なあせりや押しつけとも相まって、攻撃をうけるスキを与えている。③平和運動の拡がりが組合運動の発展を促している実状から、平和運動の拡がりに学びつつ、国民の支持を得なければならない。そのうえで、組合運動の質を変えることで「味方の弱点をおぎない、力を拡大し、敵の力を弱める」という運動の転換、そして、活動の転換のためには、差し迫った情勢のなかでも、組合内部での自由論議の必要性を提起している。1957 年度は、恵那支部でも以後、勤評を中心として教育に関する情勢についての支部からの提起が出され、会議においても討論が重ねられていく [10]。

そのようななか、1958 年 2 月の第 9 回恵那支部協議員会において、恵那教育会議の設立を提起する議題が扱われている [11]。そこでは、「勤評闘争に関する件（教育を守る闘いに関する件）」という議題が設けられ、そのなかで、「各市町村に『教育会議』を設置することについて」「岐教組、日教組の勤評闘争戦術について」の 2 件が提起されている。そのときの教育会議についての説明は以下のようなものであった。

1. *教育基本法第十条（教育行政）で「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。云々」と示されている如く、教育行政を真に国民的立場に於て執行する任務を有する各市町村教育委員会の責任で、「憲法」並びに「教育基本法」の精神に基き各市町村毎に設置させるべき「教育問題審議機関」である。*
2. *従って、「教育会議」は各市町村の教育関係者（教員、校長、PTA 会員）、議会文教委員、各種団体、文化人、一般市民等の代表者によって構成され、凡ゆる教育問題について「話し合い」を行い、国民的な立場においての市町村民の意志と要求の統一を図る機関として恒久的なものでなければならない。*
3. *勤評闘争の発展の中で考えてみれば、勤評問題における、教員、校長、父兄の現在の一致点「慎重」を具体化した機関である。*

そして、目標として、「各市町村に教育委員会の責任で『教育会議』を設置させる」ことが、その方法として、「分会、校長、PTA の一致した要求として各地教委に働きかける」ことが提案されている。

このとき同時に、恵那教育会議としての機関紙についても併せて提案されている。提案では、「恵那地域において、国民的基盤にたって教育問題を論じあう」ことを目的とする「月刊紙」という位置づけで、将来的には「PTA、校長会との共同編集にまで発展させなければならない性格」のものにしていくと考えられている。そのため、当面の間「各市町村教育会議の情報交換、連絡及び参考資料の提供」を行うことなどを目指すものであった。このときには、3 月に創刊号の発行が目指され、組合の財政から組合の編集という形で発行することが想定されていた。

その後、5 月 3 日付で中津川市教育長西尾彦郎、恵那市教育長堀忠義、恵那郡地教委連絡会、中津川市連合育友会、恵那市連合育友会、中津川市校長会、恵那市校長会、恵那郡校長会、恵那支部の連名で、恵那教育会議の開催がよびかけられている [12]。

そして、5 月 10 日に恵那地区教育会議が開催された [13]。恵那地区教育会議の最後に「会の結成と発展」が決議され、参加した団体の代表者が世話係となることが確認されている。恵那地区教育会議で確認されたことをうけて、5 月 19 日に中津川市の中津公民館で恵那地区教育会議を主催した各団体の代表者 12 名による会議が開催されている。会議の様子は 5 月 30 日に発行された恵那教育会議の機関

紙「恵那教育会議」NO.1 の記事にまとめられている。記事によれば、会議では、名称を「恵那教育会議」とすることや、恵那教育会議の性格について話し合われていたことが伝えられている。そのなかでも、会議の性格に関する議論について機関紙上では、次のように書かれている。

> *「恵那教育会議」は「教育基本法の精神」に基く教育問題の審議機関であり、必要に応じては、各種の教育的行事を行う自主的な教育団体として発展しなければならないが、会議の目的や性格、運営の方法などについては、今後みんなで意見を出しあい、充分に討論し、その一致点を「規約」化し参加団体決議を得ることが必要である。*

このとき、会議の性格については、あくまで「自主的な教育団体」ということで立ち上げられ、恵那教育会議が参加団体の活動を拘束することがないことも示されている。このように、勤務評定問題を契機として立ち上げられ、勤務評定への向き合い方が大きく問われるものの、あくまで、教育問題について考えるなかの一つとして勤務評定が位置付いているという形での設立である。

②恵那教育会議幹事会の構成とその役割

5 月 19 日の会議で、恵那教育会議の運営体制は、中心的な役割として、西尾中津川市教育長が議長に、三宅武夫中津川市小中学校長会長が事務局長に就任している。恵那地域の教育運動、恵那教育会議にとってもこの両名の存在は非常に大きなものである。西尾は、戦前に郡内で教師を務め、公選制期の全期間において岐阜県教育委員会の委員を務めた後に中津川市の教育長という経歴を有している。1960 年代には中津川市において、市議会議員、市長を務めている恵那地域の教育界、政界の重要人物の一人として挙げることができる。また、三宅は、戦前、岐阜県師範学校に勤め、戦後には大学昇格に尽力した経歴を有する。その後、1948 年から、中津町立（1952 年より中津川市立）第二中学校の校長を 13 年間勤めている。

その他の役員体制としては、副議長として、小木曽孝師（恵那郡地方教育委員会連絡協議会会長）、熊崎正雄（恵那市連合育友会長）の 2 名が就任している。その他には、恵那地区教育会議開催に向けての呼びかけ人にも名を連ねた堀忠義（恵那市教育長）、田口久治（恵那郡教育長会長）や井上藤吉（中津川市連合育友会長）、原鍬一（恵那郡連合育友会長）、三宅信市（恵那市小中学校長会長）、大野薫（恵那郡小中学校長会長）、渡辺春正（岐教組恵那支部長）、石田和男（岐教組恵那支部書記長）の 8 名が常任幹事（渡辺、石田は書記の役割も）主に幹事会を構成することとなる。

役員の構成を見ると、中津川市、恵那市の両市と恵那郡内各町村教育長の連合組織より各 1 名が加わっている。その他にも、町村教育委員会の連絡協議会より 1 名が加わっている。育友会、校長会についても、教育長と同様に 3 名が加わっている。このように、当時の中津川市、恵那市、恵那郡町村部をひとつの単位としてそれぞれの立場から 1 名ずつが入るように構成されていることが伺える。そして、教組に関しては当時、恵那支部として恵那地域全域を担っており、支部長、書記長の 2 名が加わっている。

このように恵那教育会議としての運営体制が整えられて以降、幹事会として、6 月 18 日に第 2 回目の恵那教育会議幹事会および拡大幹事会を開催されている[14]。この会議の幹事会での議論については、機関紙 No.3（1958 年 7 月 15 日発行）の紙面において内容が伝えられている。紙面では、すべての議題や発言が明らかにされていないものの、第 2 回幹事会および拡大幹事会で議題となっている「勤評問題」と「教育会議の運営」について、会での一致点が示されている。本稿の課題とも関連して、「教育会議の運営」については次のように記述されている。

> *教育会議の運営については、勤評問題をとりあげながらも、もっと広く深い立場、例えば人間の生き方というようなところから、様々な教育問題をとりあげ話しあう必要があるのではなかろうか。そして、教育会議を人間復興の場とするようにしたらどうだろうという様な問題が提示された。*
> *それがためにも、各地でどんどん教育会議が開かれることが大切で、そのために、夏季などに各地で様々な集会が開催されることが望ましいということが結論らしきこととして確認された一致点である。*

また、報告には記載されていないが、この会議で、第二回恵那教育会議が必要であることが確認され、準備のための議論が行われている[15]。その後、8 月 12 日に第 3 回目となる幹事会が開催され、8 月 16 日の第 2 回恵那教育会議の開催へと続いていく。

③機関紙「恵那教育会議」の発行

機関紙の発行に関しては、先述のとおり、恵那教組内での提案の際にも恵那教育会議の活動の一環として位置づけられた形で提起されていたものである。5 月 19 日の当時の世話役の会議において、「恵那教育会議」というタイトルで発行することが決められている。機関紙 No.1 の報告記事によれば、恵那教育会議の発展のために、「①お互の自由な意見が率直に語られ」ること、「②自由な話し合い各町村、各部落のすみずみにまでゆきわたらせ」、「③その話し合いが各団体を通じて持ちよられることが大切」だとして、「各地の様子を連絡し合つたり、みんなの意見を交換、討論する場」として機関紙を発行すること、機関紙名を「恵那教育会議」とすること、事務局の責任で月に 1 回以上発行することなどとされている。

（2）勤務評定の実施と教育会議の転換点

恵那教育会議は、1958 年 8 月 16 日に第 2 回目が開催されている。そのときの総会は、県教委が勤評実施を表明している 9 月直前ということもあり、総会で採択された要望書でも勤務評定について、実施延期を求めている [16]。その後、岐阜県における勤務評定の実施は、11 月まで先送りでの一致を得た。それを受けて、恵那地区の教育長会議では「11 月実施」と評定の扱いについて恵那教育会議での話しあいを行っていくこととした [17]。

そして、8 月 29 日の幹事会では、「11 月までの延期が限界」などの事態を受けて、当面の問題に関して「十項目確認」を共有した [18]。ここでの議論は、恵那支部、校長会、各地域の教育会議に於いて了承を得ていく。その後、9 月 4 日の幹事会で、各団体、各地での意向や結論が持ち寄られ、「申し合わせ」がまとめられ、「各団体に対して、今後も恵那教育を発展させるために話しあいを続ける必要と良識ある行動」が要請されている。このように、11 月まで、教育会議の幹事会は各立場の勤務評定への対応の確認の場としての色合いが強くなっていく [19]。

その後、幹事会は、機関紙 No.8（1958 年 12 月 20 日）上で「教育を地域に確立するために恵那教育会議地区別集会開催を準備しよう」として、地区別の教育会議の開催を呼びかけている [20]。教育会議を地域毎で開催するという構想は、恵那教育会議の立ち上げ当初から提案されていたものである。恵那全域での総会では、議論の時間不足や発言者が特定の参加者に偏っていること、地区単位での取り組みが思うように進まないことなどが問題点として上げられていた。それに対して、地区単位での展開は、近隣に住んでいる者同士の議論が可能となり、それゆえより参加者自身の生活に密接した問題を扱うことが可能となるものであり、地区単位での取り組みを進める可能性を高めるものであった。そして、地区単位での会での議論を総会、全体集会へとつなげていくことで、恵那地域全体としての恵那教育会議の活性化という展開も見据えられ、さらなる発展につながる可能性を有するものであると考えられるのである。

2　「めあて・規約」の制定過程

（1）幹事会による提起

①幹事会の情勢把握

先述のとおり、1958 年 11 月に勤務評定が実施されて以降も恵那教育会議としての活動を継続していくことはすでに確認されていた。その後、年明けには、恵那教育会議の地区単位での集会が開催される [21]。

幹事会としては、恵那教育会議の存在をより明確なものとし、恵那教育の組織体制を整備していくために「めあて・規約」の制定に取り組んでいく。その状況についての有力な資料となるのが、1959 年 7 月 20 日発行の機関紙 No.10 である。当初、月刊で発行されていた機関紙は No.9 の発行（1959 年 3 月 20 日）以降、しばらく途絶えた後に、機関紙 No.10 が発行されている。機関紙 No.10 には後述の、幹事会による「めあて・とりきめ（案）」原文、原文に対する地域の関係者から寄せられた意見、そして、7 月 13 日開催された拡大幹事会での、寄せられた意見を受けたうえでの議論の様子についての報告、9 月に開催される第 3 回恵那教育会議に関する呼びかけ文が掲載されている。

その紙面上で、幹事会としての「めあて・規約」の制定に向けての取り組みや立場が述べられている。機関紙 No.10 上で、恵那教育会議の「めあて、とりきめ」の制定についての発表の際の呼びかけは、以下のようなものであった [22]。

> *恵那教育会議が、昨年五月に発足してからすでに一年余りの才月を経ました。*
> *この間、勤評、道徳教育、定員、教師、教育予算、教育内容など、当面する教育問題を、時*

には幹事会で、時には、地区別集会や、中央集会でと、その時々に、この地にふさわしい方法でとりあげ、その解決のために、意見の一致を求めて努力してきました。
こうした教育会議の広がりと深まりにつれて、最初にははつきりとしなかつた恵那教育会議に対する多くの人々の関心も高まり、この会議の活動に対する期待も大きくなつてきました。それと共に「教育会議とは何か」「教育会議はどうあらねばならぬか」など、恵那教育会議の本質や、その方向、形態についての問題も多く論じられる様になりました。

***恵那教育会議**に対する、こうした様々な問題にも応え、なお恵那教育会議を正しく発展させるため、幹事会では種々論議しましたが、結論として、「現在教育会議について出されている多くの論議をもとに、教育会議一ケ年余の歩みの中で明らかになつたことを加え、将来への展望も含めて、間違いなく、そしてゆるぎない恵那教育会議にするため、めあてととりきめを設けて、新発足したい」*

ここでは、はじめに、恵那地区教育会議以来、必ずしも「勤評反対」を明確な前提とはせずに、広い立場から勤評問題について話し合うということで取り組まれてきた点について確認されている。それまでの教育会議の集会において、「勤評、道徳教育、定員、教師、教育予算、教育内容」などの課題について扱われる際にもあくまで、「意見の一致」点を求めることが重視され、そこに向けて努力されてきた。そのなかで、教育会議の集会は、教育を取り巻く情勢の捉え方を深める場、各立場からの意見交換の場としての機能も果たしてきた。そして、勤務評定実施の直前には、幹事会において、地教委、校長会、教組などの各関係主体から状況が共有される場ともなっていた。そのなかで、期待とともに大きく広がりつつある教育会議の役割について、そのあり方も含めて整理しておく必要性が提起されているのである。

そこで、役割などを整理したうえでの教育会議のさらなる発展を期待するうえで教育会議としての「めあて・とりきめ」の制定に取り組んでいくこととなるのである。

②幹事会の提起した原案

このとき、幹事会によってまとめられ、恵那地域の関係者に配布されたのは「めあて（案）」、「とりきめ（案）」と「とりきめ（案）」をもとに設計された、恵那教育会議の機構図であった。

めあて（案）

子どもたちの健やかな成長を願う私たちは、このねがいをつらぬき通すため、恵那の地の教育の実を挙げるために、つぎのことを共通のめあてとして、みんなで話し合い、みんなで分りあい、みんなで力をあわせて、共々に歩を進めたい。
憲法や教育基本法や児童憲章に示されている教育の精神、大綱、観念などを家庭、学校、社会の現実に確立し日常生活の中に具現する。
このために私たちは、常に高きを求めて、絶えざる研修を続けると共に、外からの不当な圧迫に対しては、公正なる民意の結集によって、きっぱりとこれをおしのけて、恵那の地の教育をゆるぎないものにしたい。
けれども、このために無理強いや、押しつけで夫々の自由を侵したり、夫々の立場を無視して分りあうまでの話しあいをうち切るの愚をしない。

とりきめ（案）（抜粋）

第一条（名称）この会議は、恵那教育会議という
第二条（目的）この会議は、恵那地域の公正な民意の結集と、広範な善意の協力とによつて恵那の地の教育の進行を図るものである
第三条（事業）　－略－
第四条（組織）この会議は、第二条の目的に賛同する、郡市単位以上の団体、市町村単位の教育会議によつて組織する
第五条（役員）この会議には次の役員をおく
議長　一名、副議長　二名、事務局長　一名、常任幹事　若干名、幹事　若干名、監事　四名
1、議長はこの会議を代表し、会務を掌る
2、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する
3、事務局長は、この会議の運営、活動を遂行する
4、常任幹事は、常任幹事会を構成する
5、幹事は、幹事会を構成する
6、監事は年一回、この会議の会計監査をおこなう
第六条（機関）この会議には、つぎのような機関をおく
幹事会　　常任幹事会　　事務局
各種機関構成員の任務は一ケ年とする。但し重任を妨げない
第七条（幹事会）
一、幹事会は、加盟団体より選出せられた幹事によつて構成する
二、幹事会は、常任幹事会がこれを招集し、つぎのことをおこなう
1、この会議の目的を遂げるために必要な問題や活動、事業についての審議、検討
2、議長、副議長、事務局長、監事の選出
3、この会議の財政に関する事項
4、この会議のとりきめの制定並に改正
5、その他、この会議の目的を達成するため

に必要な事項
第八条（常任幹事会）
　一、常任幹事会は、議長、副議長、事務局長及び加盟団体より選出せられた常任幹事をもつて構成する
　二、常任幹事会は議長がこれを招集し、つぎのことを行う
　1、幹事会の招集
　2、幹事会より委任された事項
　3、その他、この会議の活動を推進するための緊急事項の処理
第九条（事務局）
　一、事務局は、事務局長、及び事務局長の委嘱によつて定められた事務局員をもつて構成する
　二、事務局は、この会議の日常業務をおこなう
　三、事務局の運営並びに活動については別にこれを定める
第十条（財政）　―略―
第十一条（附則）
　一、このとりきめは、昭和三十四年七月○○日より実施する
　二、このとりきめの改廃は、幹事会の全員一致によるものとする
了解事項　―略―

めあて（案）では、「憲法や教育基本法や児童憲章に示されている教育の精神、大綱、観念などを家庭、学校、社会の現実に確立し日常生活の中に具現」することが打ち出されている。そして、「外からの不当な圧迫」に対して「公正なる民意の結集によって、きっぱりとこれをおしのけ」ることで、恵那の地の教育を「ゆるぎない」ものにするものだとしている。そして、内部についても、「無理強いや、押しつけで夫々の自由を侵したり、夫々の立場を無視して分りあうまでの話しあいをうち切るの愚をしない」というように各立場の自立性を明確に打ち出したものとなっている。

一方で、「とりきめ（案）」では、恵那教育会議の名称や、「恵那地域の公正な民意の結集と、広範な善意の協力とによつて恵那の地の教育の進行を図る」といった目的、集会や講演会、機関紙の発行などの取り組む事業、役員構成や幹事会、事務局の役割について明文化し、さらには教育会議財政に関して 11 の条文と附則によって構成されたものであった。

（2）制定までの経過

①機関紙上に寄せられた意見

機関紙 No.10 によれば、恵那教育会議の「めあて・規約」の制定過程において、前掲の幹事会としてまとめた「めあて・とりきめ」草案を 6 月 15 日に、恵那地域の「地教委六一名、校長六七名、教員九三一名、PTA 役員九九八名」に配布し、意見を求めている。その後、7 月 1 日までに配布総数の約 4 分の 1 に及ぶ、489 通の意見が事務局へ届けられている。事務局の集計によると、団体別の回答率（%）は、「地教委」は 8.2（配布 61 に対して回答 5）、「校長会」は 25.5（配布 67 に対して回答 17）、「教組」は 22.6（配布 931 に対して回答 210）、「PTA」は 25.7（配布 998 に対して回答 257）。全体では配布 2057 に対して回答 489 の 23.6 となっている。意見内容で分類すると、「賛成」166（地教委：1、校長会：5、教組：85、PTA：75）、「要望」177（地教委：2、校長会：2、教組：78、PTA：95）、「修正」130（地教委：2、校長会：10、教組：47、PTA：71）、「意見なし」6（PTA：6）となっている。

機関紙 No.10 では、多くの意見が集まったことを受け、「めあて・とりきめ」制定に向けての「再検討の資」として「賛成」と「要望」の意見については代表的な意見として 35 件を引用し、「修正」の申し出についての意見についてはめあて（案）、とりきめ（案）に対する修正意見がそれぞれ、68 件、87 件、のべ 190 件が、氏名、所属団体、居住地区と併せて掲載されている。

寄せられた意見に着目してみると、「めあて（案）」に対して寄せられた意見において、大きく、4 点挙げることができる。1 点目に、「言葉遣い」である。「もう少しわかりやすい表現」「抽象的」「むつかしい」という意見は、教師、父母、校長、地教委などの立場に規定されるものではなく、どの立場からの意見にも言われている。2 点目に、「内と外」との区別である。これは、「外からの不当な圧迫」という文言に対しては、機関紙上でも、一つのカテゴリーを設けて関連する指摘が集めて掲載され、また、この後に取り上げる拡大幹事会の議論の一部が紹介されるうえでも、この部分が指摘されているほどである。この点についての意見は主に PTA 役員としての立場から出されてものであった。3 点目に、「めあて（案）」と「とりきめ（案）」2 条（目的）「恵那地域の公正な民意の結集と、広範な善意の協力とによつて恵那の地の教育の振興を図る」との関連である。寄せられた指摘によれば、「めあて（案）」全体で言われていることと目的とは関連すべきであるということが言われている。そして、「言葉遣い」の点とも関わって、関連が見えにくいといった

指摘も出されている。4点目に、「めあて（案）」の文章のなかに「子ども」が登場してこない、「子ども」とつながりにくいという指摘である。例えば、率直に「教育会議であるだけに政治的色彩をおびず、あくまで中正を守り子供のための教育であるだけに、もう少しくだけた文章で書いてほしいと思います」（PTA）というような意見が出されている。また、立場の違いのなかでの一致点を「子ども」に見出そうとしている意見もPTAの立場から出されている。

とりきめ（案）については、主に、教育会議の組織体制について（第4条と第5条）、とりきめの改廃に（附則）に関して多くの意見が寄せられている。組織体制に関しては、市町村単位での教育会議の位置付けが一つのポイントとなっている。例えば、第4条で、「この会議は、第二条の目的に賛同する、郡市単位以上の団体、市町村単位の教育会議によって組織する」とされているところについて、「他力本願ではいけないと思うが、各市町村教育会議の発展も考えてほしい」（PTA）、「郡市単位以上団体を除き、市町村単位の教育会議の一本とし、一切の団体を教育会議に包含していく様にしたがよい」（校長会）、教育会議への加入の規定に関して（教組）などが挙げられる。第5条に関しては、森田の研究でも指摘されているように、議長や事務局長などの役員の選出方法に関しての規定が曖昧ではないかとの意見（PTA）が寄せられている。附則に関しては、「とりきめ」の扱いに関して幹事会で扱われることを疑問視する意見が寄せられている[23]。

②寄せられた意見を踏まえての幹事会の動向

当初の「めあて・規約」制定の具体的なスケジュールとしては次のように考えられていた。5月末に「めあて・とりきめ」を制定していくことについて幹事会で確認されている。その後、6月中旬までに幹事会としての一致点を文章化した「めあて」と「とりきめ」の草案について、先述のように、恵那教育会議関係者から意見を求め、寄せられた意見を踏まえ、訂正を加えた第二次案について、加盟各団体での討議、検討を経た後に、新たな「めあて」と「とりきめ」にもとづく（新）恵那教育会議の7月中旬の新発足が考えられていたのであった[24]。

それが、先述のように非常に多くの意見が届けられたことで、7月13日に大井小学校で、各団体より3名ずつの参加による拡大幹事会が開催され、「めあて・とりきめ案」制定に関する議論が行われている[25]。非常に多くの意見が寄せられたこともあり、「めあて・とりきめ（案）」についての会議での意見の一致に至らず、計画を大幅に変更し、8月20日の第3回恵那教育会議総会まで更に論議を重ね、第二次案をとりまとめることとなった[26]。

幹事会での議論の様子は、事務局から、「めあて・規約」の制定までの新たな計画についての報告を受けて、事務局に寄せられた意見についての討議が行われている。機関紙No.10上での報告によれば、「不当な圧迫」について、「教委」および「PTA」の立場から多くの発言が出されている様子が伝えられている。そこでは、PTA出席者から教組の「斗争」的な対応が危惧され、地教委出席者からは、「圧力」ということについて、立場の異なる関係についてを「圧力」とすることによって生じる紛争状態を危惧するような発言があった。その一方で、「圧力」という語句についても用いられ方次第で必ずしも「斗争」的ではないことや、そもそも教組からの要望によって加えられた記述でないことも確認されている。このように各立場からの代表者が、幹事会に参加して議論が行われることで、一見して思い込みがちな点についても、事実関係が確認できるということが四者の共同による運営によって保障されているのである。

③「めあて・規約」の制定

先述のように、7月13日の恵那教育会議拡大幹事会の場において「めあて・とりきめ」の二次案を決める討議の仕方が検討され、「めあて・とりきめ」について8月に行われる、第3回恵那教育会議の総会にかけることが確認された。

> *恵那教育会議を、ほんとうに恵那の人々の手でゆるぎなく確立するために、「めあて・とりきめ（案）」の討議検討を、恵那の地のあらゆる職場に、部落に拡げる運動を起し、その成果を、第三回恵那教育会議総会に結集し、真にみのりゆたかな「恵那教育会議、めあて、とりきめ」がみんなの力で生みだされるよう力を尽していただきたく思います。*

しかし、8月20日開催された第3回教育会議総会でも、具体的な議論について読み取ることはできないものの、4件の決議のうち1件として、「恵那の地域の教育の健全なる育成を念願して＜めあて＞＜とりきめ＞案について論を尽くした結果、夫々

意見の相違点も明らかになったので、幹事会はその責任に於て、慎重審議の上、早急に決定発表すること」[27]とされたように、総会の場での「めあて・とりきめ」の採択は持ち越された。

その後、9 月に入り、3 度の幹事会が開かれるものの、同時期に勤評提出（15 日）もあり、その対応に追われたため、「めあて・とりきめ」の採択は行われず、10 月 15 日の幹事会での議論の末に「めあて」、「規約」、「機構図」「事務局規定」という形での決定に至っている。めあてについては次のような形にまとめられている[28]。

> *めあて*
> *子どもたちの幸せな生活と、健やかな成長をねがう私共は、憲法や教育基本法や児童憲章に示されている教育の精神、大綱、観念などを家庭、学校、社会の現場に確立し、日常生活の中に具現することを共通のめあてとする。*
> *このために、私共は、無理強いや、押しつけはしないで、公正なる民意の結集を図ると共に、常に高きを求めて、絶えざる研修をおこなう。*
> *こうしたねがいをもつ私共は、それぞれの自主性を侵すことなく、みんなで話し合い、みんなで分りあい、みんなで力をあわせて、恵那の地の教育を、ゆるぎないものにする。*

また、規約の些細な部分ではあるが、とりきめ（案）では、4 名とされていた監事について、「偶数では妥協が出来て問題」になるという指摘を受けて 3 名に変更されているというように寄せられた意見が最終的に制定されるに当たり踏まえられていると考えることもできる。

（3）「めあて・規約」の制定の意義

勤評実施に対する慎重という点での、四者（教組、地教委、校長会、PTA）の間による一致点を追求するなかではじまった恵那教育会議という形態について、「めあて・規約」がまとめられることにより、まず、「勤評実施に対する慎重という一致」にということでつなげられていた四者の協力関係が明確に示されたと言える[29]。さらに、教育会議立ち上げ当初からの立役者たちがその場を離れた後にも、引き続いて恵那教育会議の体制が維持し得る条件がこの時点では出来たと言えよう。

恵那地区教育会議直後においてすでに、「『教育基本法の精神』に基く教育問題の審議機関」、「必要に応じては、各種の教育的行事を行う自主的な教育団体」として発展するものとされていたものが「めあて・規約」では、「憲法や教育基本法や児童憲章に示されている教育の精神、大綱、観念などを家庭、学校、社会の現場に確立し、日常生活の中に具現する」、「自主性を侵すことなく、みんなで話し合い、みんなで分りあい、みんなで力をあわせて、恵那の地の教育を、ゆるぎないものにする」というように言葉としては、具体的、明確と言えるものではないものの、「教育問題の審議機関」としての役割やその目的というものが補足文章化されたものとして言えるのではないだろうか。

また、意見が寄せられたことを受けて、制定を急ぐのではなく、より時間を掛けてまとめていくという方向性がとられている。また、その過程においても、先に確認した通り、寄せられた意見を踏まえている点が確認できる。ここから、教育会議の運営に幹事会の役割は一定、欠かせないものの、幹事会による運営も「開かれた」ものであったという点が指摘できるだろう。

おわりに

ここまで本稿では、恵那教育会議についてどのような機能・役割が考えられていたのかについて考察する際の一つの手がかりとして、「めあて・規約」制定の経過に着目してきた。もともと、恵那支部の会議において提起された段階において、「勤評に対する慎重」という恵那支部自身の取り組みの見直しの先に生まれ、地教委、校長会、PTA との一致点のなかから生まれてきたものであり、恵那地域の教育行政について地域ぐるみで担うことが志向されていたものが、恵那教育会議の幹事会による運営体制が整えられて以降も引き続き、四者の一致点が模索されながらの運営が続けられながら、勤務評定に実施以降にはさらに、より細かな地域毎の集会が企画されるなどの新たな展開がみられる。それが「めあて・規約」が制定される段階においては、教育問題についての学習、意見交換の場として大切にされており、会については、幅広く多くの人が参加しやすいことが重視されていること、そして、「めあて・規約」の制定過程においても、多くの意見が出され、最終的な「めあて・規約」の制定に影響を及ぼしていたことが確認された。

今回、恵那教育会議の体制の確立の一つの経過として、「めあて・規約」の制定過程を確認した限りで、その運営において四者それぞれからの要望が届

く道筋が存在していたことは規約の制定過程での訂正の動向から一定確認することはできた。その点では、四者の共同関係が一定成り立っていたとも考えられる。ただし、教育会議が恵那地域の具体的教育政策について如何なる影響を及ぼしたのかについては、1958 年の勤務評定の様子やその頃の恵那地域の教育行政の状況に関する分析を合わせて行う必要がある。その際に、地教委、校長、教師などの固有の役割や権限との関係においては「四者の共同関係」と言っても、その形態をいかにして教育会議における議論や集会の開催が行われていたのかについて検証する必要がある点は今後の課題として残されていると言わなければならないだろう。

注

1 当時の恵那地域とは、中津川市、恵那市と恵那郡（明智町、岩村町、上矢作町、坂下町、付知町、山岡町、加子母村、川上村、串原村、蛭川村、福岡村）の 2 市 6 町 5 村で構成されている地域を指す。

2 竹内良知『国民教育と道徳教育』(新評論、1959 年)、成田克矢「教育運動と父母組織」持田栄一編『岩波講座　現代教育学 17　学校』(岩波書店、1961 年)。

3 たとえば、富田哲正「階級闘争としての勤評闘争」『教師の友』60 号（1958 年）、西滋勝「国民教育への自覚化の過程」『講座教育 3』（青木書店、1959 年）、内田宜人「勤評闘争の経験に即して」、大野昭之「教師と労働者階級の提携について」『講座教育 4』（青木書店、1960 年）など。

4 恵那教育会議を対象としている主な先行研究として、佐貫浩「教育への親・住民参加における共同学習運動の意義について―岐阜県恵那地域の教育運動に即して―」『教育学研究』No.47vol.1（1980 年）、佐貫「1958～59 年の教師の勤務評定反対闘争の研究―教育闘争をめぐる共闘と統一の構造に着目して―<その 1>岐阜県恵那地域の勤評闘争の展開と論理」『法政大学文学部紀要』(33)（1987 年）、森田道雄「恵那教育会議の教育法社会学的考察（1）－（6）」『福島大学教育学部論集（教育・心理）』51−56（1992 年−1994 年）、佐貫「岐阜県恵那の教育運動の展開と戦後教育学―石田和男の教育運動と実践の理論の展開に即して―<その 1>」『キャリアデザイン学部紀要』No.11（2014 年）など。とくに、森田の一連の研究では、戦後の恵那の教育運動について具に取り上げられている。紙幅の関係上、こうした先行研究についての本格的な検討、整理は割愛するが、先行研究における恵那教育会議への着目の仕方について、若干の整理、検討を試みたものとして、山沢智樹「恵那教育会議研究における分析視点の検討」(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論叢』第 55 号、2012 年)。

5 背景として、先行研究では、「恵那の教育」の全体像を対象としており、その一場面として恵那教育会議に着目しているのに対して本稿は、恵那教育会議を中心的な対象とする研究の一部であることが挙げられる。ただし、先行研究のスタンスなどについての批判ではない。

6 森田道雄「恵那教育会議の教育法社会学的考察（2）−『国民の教育権』の実現をめざす地域的運動の実証的研究−」『福島大学教育学部論集』No.52（1992 年 11 月）、45 頁。

7 この課題の現代的意義としては大きく、地方教育行政の住民に対する責任の果たし方、住民の教育行政への参加に関わるものと考えている。恵那教育会議は教育行政機関ではないものの、市町村教育委員会との直接の議論が可能な場面であると言えるだろう。このことは、教育行政の権限を首長部局に集めることで民意を担保するという方向性の 2014 年地教行法「改正」とは根本的に異なる教育行政における民主主義の実現の場面であり、専門家による実際の教育行政の執行との両立を探ることができるのではないかと考えている。

8 本稿で着目する、恵那教育会議幹事会は、関連する記録があまり残されていない。そのなかで、恵那教育会議機関紙「恵那教育会議」紙面上の幹事会活動についての報告の記述が極めて重要な資料となっている。ただし、幹事会内の事務局が編集発行役を担っている点などから資料としての限界も認めざるを得ず、手がかりとしての他の資料が求められるという課題がある。

9 岐阜県教組恵那支部「運動方針の転換と勤評闘争」(『教師の友』1958 年 5 月号)、42-47 頁。1957 年度から、戦後恵那地域の教育運動のなかで中心的な役割を果たした石田和男が書記長として組合の執行部に加わっている。石田は恵那教育会議においても後述の幹事会の一員である。

10 それらの様子は恵那支部の協議員会の際のレジュメや提起された文書から伺うことができる。なお、ここでの記述は、恵那市の教育会館資料室に所蔵されている、岐教組恵那支部の 1957 年度の会議での議案書における記述を参考にしている。

[11] 岐教組恵那支部第 9 回協議員会（1958 年 2 月 21 日）議案。

[12]「よびかけ」は中津川市教育長西尾彦郎、恵那市教育長堀忠義、恵那郡地教委連絡会、中津川市連合育友会、恵那市連合育友会、中津川市校長会、恵那市校長会、恵那郡校長会、岐阜県教職員組合恵那支部の連名で出された。「よびかけ」のなかでは、それまでの関係団体のなかで話し合い、県教委に対して勤評実施の延期を求める陳情を行ってきたものの、実施が決定されたことを受け、教育関係者による話し合いの機会を設けるに至ったということが述べられている（内容については、恵那教育会館資料室所蔵のよびかけ文書「恵那地区教育会議を開きます　あなたの団体の意見を持って　多数の代表が参加してください」から確認）。

[13] 本稿の課題との関係上、恵那地区教育会議の具体的内容について、ここでは扱わない。詳細については、森田道雄「恵那教育会議の教育法社会学的考察（1）－『国民の教育権』の実現をめざす地域運動の実証的研究－」『福島大学教育学部論集』51（1992 年）に詳しい。

[14] 戦後恵那の教育運動、実践について学ぶために後に開催された「恵那の夜学」講義 No.14 のなかでも、当時のことについて振り返っての発言であるが、会議に参加した教員の感想が述べられている（講義資料より）。

[15] 恵那教育資料館が所蔵する資料のなかで、「恵那教育会議幹事会経過報告」と題されている手書きのメモに「七月十三日　第二回幹事会」の箇所で「第二回総会開催の必要を確認。その準備について話しあう。」と書かれている。

[16] 第二回恵那教育会議総会での決議については機関紙 No.4（1958 年 8 月 25 日発行）、総会などでの議論の様子は、機関紙 No.5（1958 年 9 月 15 日発行）に記録されている。

[17] 機関紙 No.5、14-15 頁。

[18] ここでの、「十項目」とは次の通りである。(1)11 月までの延期を更に延期させることができなくなった事実を認めねばならない。(2)恵那地区に於ては、業務命令を出さなくてもすむような措置を講じたい。(3)各市町村における県教委ビラの配布は、五日以後に適宜行うようにしたい。(4)各市町村で教育会議を開き、事態につきよく話しあい納得しあいたい。(5)評定案の内容修正、記入方法等については、今後も研究を続け教育に支障を来さぬ様にしたい。(6)教育会議に参加する各団体の立場を明らかにし、一致点と不一致点を確認しておきたい。(7)各団体から出る問題のうち、一致した問題については、県全体の情勢とにらみあわせて、県全体の問題に拡げ発展させたい。(8)最終段階の措置は、各団体の意志にまかせ、教育会議として独自の立場に対しては拘束しない。(9)9 月 15 日の日教組統一行動に関し、恵那支部が教育を守る立場を堅持して、教育者として、父兄の了解を得た最大限の行動をとることを了解したい。(10)教育会議は、今後も更に話しあいを深め恵那の教育を進展させたい（機関紙 No.5（1958 年 9 月 15 日発行）、15 頁）。

[19] その後、勤務評定の提出までの幹事会の動向として、10 月 26 日、11 月 8 日、11 月 18 日、12 月 8 日に開催されている。最後まで、勤務評定についての各立場から研究が重ねられ、問題点が共有されるなどされた。

[20] また、この号には、勤務評定の実施以降の教育会議の展開について、地教委、学校、PTA に対して配布したアンケートの集計結果が掲載されている。ここでのデータについても、各立場からの教育会議に関する捉え方が推測できる貴重な素材である。

[21] 地区別集会の様子は、機関紙 No.9（1959 年 3 月 20 日発行）で報告されている。

[22] 恵那教育会議幹事会「恵那教育会議確立のため　めあて・とりきめ（案）によせて」機関紙 No.10（1959 年 7 月 20 日発行）、1 頁。

[23] ここではほとんど触れられなかったが、「地教委」からの意見は提出者の性格に由来する部分が大きいと思われるが、条文の体裁についての意見が出ていた。

[24] 機関紙 No.10、1 頁。

[25] 同上、18 頁。

[26] 同上、1 頁。また、18 頁には、「『めあて』『とりきめ』に基く、恵那教育会議の新発足は、第三回恵那教育会議総会の討論をまつてその後に行うことになりました」と書かれている。

[27] 機関紙「恵那教育会議」「別冊」（1959 年 12 月 1 日発行）、4 頁。

[28] 同上。

[29] 恵那地域において、1950 年代後半まで共同関係が維持されていたことは、非常にまれな例である。1950 年代において、教職員組合と教育行政との共催が維持されなくなっていった東京都の経過については、荒井文昭『教育管理職人事と教育政治－誰が校長人事を決めてきたのか－』（大月書店、2007 年）、96-128 頁に詳しい。